

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年6月22日に提起した処分庁による令和4年度軽自動車税（種別割）減免申請却下処分についての審査請求について、これを棄却しようとする審査庁の裁決の内容は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和4年4月8日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人が所有する軽自動車（標識番号「〇〇〇〇」の4輪乗用（自家用）の軽自動車。以下「本軽自動車」という。）に対する令和4年度軽自動車税（種別割）の課税決定通知兼減免申請（更新）の案内文を発付した。
- 2 令和4年5月10日、処分庁は、審査請求人から軽自動車税（種別割）減免申請書（更新用）（減免事由に該当することを証する書類の写しを含む。以下「本減免申請書」という。）の提出がなかったため、審査請求人に対し、障害者減免の申請は納期限（令和4年5月31日）までに行う必要がある旨が記載されている令和4年度軽自動車税（種別割）納税通知書を普通郵便により発送した。
- 3 令和4年6月14日、審査請求人から納期限（令和4年5月31日）を過ぎて本減免申請書が処分庁あての返信用封筒を使って郵送により提出された。なお、本減免申請書が封入されていた返信用封筒の通信日付印は、令和4年6月10日と表示されていた。
- 4 令和4年6月16日、審査請求人から郵送により提出された本減免申請書は納期限を過ぎて処分庁に到達したので、処分庁は、その申請を却下する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年度軽自動車税（種別割）減免申請却下通知書を審査請求人あてに発付した。
- 5 令和4年6月22日、審査請求人は、八尾市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において「市長、ヘルパーさんに手紙を送ってもらいました。その前に軽四の2階の窓口で3月ごろ来て今年も宜しくと言いました。いつも同じ様にしましたが却下され大変こまっています。宜しくお願いします。」と主張し、本件処分の取り消しを求めている。

また、審査請求の趣旨として「「項目3の記載の処分を取り消す」との採決を求める。」（注：項目3には「令和4年6月16日付け令和4年度軽自動車税（種別割）減免申請却下処分」と記載されている。）と述べている。

2 処分庁の主張

(1) 本市における軽自動車税（種別割）の減免申請の事務処理について

前年度において軽自動車税（種別割）の障害者減免の決定を受けた者が引き続き今年度も減免申請を行う場合の更新の申請については、賦課期日（4月1日）をもって当該減免決定を受けた者が今年度においても当該減免決定に係る車両について軽自動車税（種別割）の納税義務を負うことになるか否かの確認ができるので、当該納税義務を負うと認められる者に対して例年4月初旬に減免申請（更新）の案内文と軽自動車税（種別割）減免申請書（更新用）の用紙（提出期限4月下旬）を送付している。そして、この提出期限までに減免申請書の提出がない者には、減免申請の意思がないものとみなして、5月初旬に軽自動車税（種別割）納税通知書を発付している。これは、減免申請（更新）の案内文は、課税決定通知を兼ねるものとなっているが減免を想定したものにつき過誤納を防止する観点から納付書が添付されていないので、当該更新の申請の対象者以外の納税義務者に対して軽自動車税（種別割）納税通知書を発付する時期に併せて発付しているものである。なお、当該更新の申請の対象者で、その者を対象にした減免申請書の提出期限（4月下旬）までに減免申請書を提出しなかったものであっても、八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号。以下「市税条例」という。）第95条第2項の規定により減免は納期限までに申請すればその承認を受けることができるので、その者に対して発付した「軽自動車税（種別割）納税通知書」及び「軽自動車税（種別割）納税通知書についてよくある質問」にそのことを記載している。

(2) 軽自動車税（種別割）の減免申請書類の提出期限について

軽自動車税（種別割）の減免については、市税条例第95条第2項の規定によりその減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して必要事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添付して提出しなければならないと定められている。そして、この納期限は、市税条例第90条第2項の規定により令和4年度にあつては、令和4年5月31日となり、本市が審査請求人あてに発付した令和4年度軽自動車税（種別割）の課税決定通知兼減免申請（更新）の案内文及び令和4年度軽自動車税（種別割）納税通知書に記載されている。また、本市では減免申請は、納期限までに行う必要があること、また納期限を過ぎて提出された場合には遡って減免ができないことを当該軽自動車税（種別割）納税通知書及びこれに併せて発付している「軽自動車税（種別割）納税通知書についてよくある質問」に記載するとともに、やお市政だより、八尾市のホームページにも掲載し、その周知に努めている。なお、審査請求人は、今回初めて減免申請をしたのではなく、これまでも減免申請をしているのだから、この点についての認識があったと推認できるし、仮になかったとしても知りえる機会は十分にあったと認められる。

(3) 令和4年度軽自動車税（種別割）の減免申請について

審査請求人から本市あての返信用封筒を使って郵送により提出された令和4年度軽自動車税（種別割）の減免申請書には、令和4年6月14日と表示された市民税課受付印が押印されていることから、同日に本市に到達したことが認められる。なお、当該減免申請書が封入されていた返信用封筒には令和4年6月10日と表示された通信日付印が押印されているので、郵送にかかる日数を考慮すると当該減免申請書に令和4年6月14日に到達したことを示す市民

税課受付印が押印されていることについて押印誤り等があったとは認められない。そうすると、当該減免申請書は、明らかに納期限を過ぎて本市に到達したと認められる。

(4) 令和3年度までの軽自動車税（種別割）の減免申請について

本軽自動車については、令和2年度から審査請求人に対して軽自動車税（種別割）が課されており、同年度及び令和3年度については審査請求人から減免申請があり本市はこれを承認している。令和2年度軽自動車税（種別割）の減免申請書にあっては令和2年4月21日の市民税課受付印が、令和3年度軽自動車税（種別割）の減免申請書にあっては令和3年4月13日の市民税課受付印が押印されているので、これらの受付印が表示する日にそれぞれの減免申請書が本市に到達したことが認められる。そうすると、いずれも納期限までに到達していることが認められるので、この点が令和4年度軽自動車税（種別割）の減免申請と明らかに異なっているのだから、審査請求人が審査請求の理由の中で「いつも同じ様にしましたが却下された」と主張している部分については理由がないといえる。

(5) 結論

法は減免要件法定主義（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第463条の23）を採用していることから、本市が納税者との合意によって租税を減免することは許されないし、租税負担は公平でなければならないことからしても、租税の減免は法律又は条例に明確な根拠がなければ行うことができず、また、減免規定の文言は厳格に解釈されなければならないものである。

そうすると、審査請求人から本市あての返信用封筒を使って郵送により提出された令和4年度軽自動車税（種別割）の減免申請書は、納期限（令和4年5月31日）を過ぎて、令和4年6月14日に当庁に到達したと認められるので、本市が市税条例第95条第2項の規定に照らして減免申請を拒否し、本件処分を行ったことに何ら違法又は不当な点は認められない。

(6) 結語

以上のとおり本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されることが相当であると思料する。

2 理由

審理員意見書のとおり。

第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められなかったため。

第6 審査会の判断の理由

1 本件に係る法律及び条例の規定について

(1) 賦課徴収に関する規定について

法第443条は、第1項で「軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。」と規定している。

市税条例第86条は、第1項で「軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。」と規定している。

法第463条の16は、「種別割の賦課期日は、4月1日とする。」と規定している。

市税条例第90条は、第1項で「種別割の賦課期日は、4月1日とする。」と、第2項で「種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。」と規定している。

法第463条の18は、第1項で「種別割の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。」と、第2項で「種別割を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。」と規定している。

市税条例第91条は、「種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。」と規定している。

法第13条は、第1項で「地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。」と規定している。

法第20条は、第1項で「地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。」と規定している。

(2) 減免に関する規定について

法第463条の23は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例で定めるところにより、種別割を減免することができる。」と規定している。

市税条例第95条は、第1項で「市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を減免することができる。」と、同項第1号で「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所

有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）」と、同条第2項で「前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項（注：同項第1号から第6号までにおいて、減免を受ける者の氏名及び住所等を規定している。）を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。」と規定している。

2 本件処分に違法又は不当な点があったかについて

処分庁は、審査請求人から提出された令和4年度軽自動車税（種別割）の減免申請書について、納期限を過ぎて提出されたものであったため、本件処分を行ったとのことである。

これに対し、審査請求人は、本件処分について、前記第2の1に掲げるとおり主張する。

審査請求人は本件処分の取消しによって、法律上の利益を受けるものであることから、行政不服審査法第2条に規定する行政庁の処分に不服がある者に該当する。

したがって、処分庁が行った本件処分が違法又は不当な処分に当たるかについて、審査会の判断を示す。

軽自動車税（種別割）の減免については、法第463条の23の規定により、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とする認めると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例で定めるところにより、種別割を減免することができることとされている。

市税条例第95条第2項の規定により、種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証を提示するとともに、必要事項を記載した減免申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

上記の点について、「令和4年度軽自動車税（種別割）
課税決定通知
減免申請（更新）
について」によれば、

納期限は令和4年5月31日であることが認められる。

また、減免申請については、納期限までに行う必要があること、納期限を過ぎて提出された場合には遡って減免ができないことを軽自動車税（種別割）納税通知書及びこれに併せて発付している「軽自動車税（種別割）納税通知書についてよくある質問」に記載するとともに、やお市政だより、八尾市のホームページにも掲載し、その周知に努めていることが認められる。

審査請求人から処分庁あての返信用封筒を使って郵送により提出された減免申請書には、令和

4年6月14日と表示された市民税課受付印が押印されていることから、同日に処分庁に到達したことが認められる。なお、当該減免申請書が封入されていた返信用封筒には令和4年6月10日と表示された通信日付印が押印されているので、郵送にかかる日数を考慮すると当該減免申請書に令和4年6月14日に到達したことを示す市民税課受付印が押印されていることについて押印誤り等があったとは認められない。そうすると、当該減免申請書は、明らかに納期限を過ぎて処分庁に到達したと認められる。

処分庁は、審査請求人から提出された減免申請書が納期限を過ぎて到達したことから、市税条例の規定に基づき本件処分を行ったものであり、何ら違法又は不当な点は見受けられない。

したがって、処分庁が本件処分を行ったことは適当であり、審査請求人の主張には理由がない。

第7 当審査会における調査審議の経過

年 月 日	調査審議の内容
令和4年11月30日	諮問書の受理
令和5年1月26日	審査
令和5年3月3日	審査・答申

第8 当審査会の委員構成

役 職	氏 名	備 考
会 長	石 田 榮仁郎	大学名誉教授 弁護士
職務代理人	上 崎 哉	大学教授
	村 岡 悠 子	弁護士

八尾市行政不服審査会

会長 石 田 榮仁郎

委員 上 崎 哉

委員 村 岡 悠 子